

石川町文教福祉複合施設等管理業務委託仕様書

- 1 委託業務名 石川町文教福祉複合施設等管理業務
- 2 業務対象施設 施設名 石川町文教福祉複合施設及び石川町体育館
所在地 石川町字関根165番地
- 3 委託契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 4 管理する日
日直 69日（12月28日から翌年1月3日を除く土曜日及び祝祭日）
夜間管理 358日（12月28日から翌年1月3日を除く日）
- 5 管理する時間
日直 午前8時30分から午後5時15分
夜間管理 午後5時から午後10時まで
- 6 配置人員 平日・日曜日：夜間管理1名、
土曜日・祝祭日：日直1名・夜間管理1名
- 7 業務内容
 - (1) 夜間管理
 - ・職員又は日直者から引き継ぎ事項を確認する。
 - ・午後6時30分に施設内を巡視し、学習室等の使用状況を確認する。
 - ・各施設の使用終了後、施設内の消灯・空調設備・火の始末・戸締りを確認する。
 - ・利用者がいなくなったことを確認後、夜間警備システムを作動させ、施錠する。
 - (2) 日直
 - ・午前8時30分までに夜間警備システムを解除し施錠を解く。
 - ・午前8時45分 施設内を巡視する。
 - ・午後5時に施設内を巡視し、消灯・空調設備を確認する。
 - ・午後5時15分夜間管理者に引継ぐ。
 - (3) 夜間管理者・日直者共通事項
 - ・管理日誌を記入する。
 - ・電話、窓口の問合せ対応（学習室等の予約状況のお知らせ）を行う。
 - ・予定表（紙、パソコン）から施設利用者を確認する。
 - ・監視カメラによる施設監視を行う。
 - ・緊急時は職員、消防、警察への連絡を行う。
 - ・災害等が発生した場合、施設利用者の避難口誘導を行う。
- 8 その他
 - (1) 業務に従事する者は、来館者から施設職員とみなされることから、来館者に対しては適切・誠実に対応すること。
 - (2) 服装は、来館者に不快感を与えないものを着用すること。
 - (3) 本仕様書に明記していない事項については、双方協議の上、別途職員の指示により行うものとする。